

日本教育テレビにおける番組種別の読み替えと種別の量的変化

木下 浩一

1. はじめに

恒常的なテレビ批判に、「娯楽番組が多い」「同じような番組をやっている」などがある。これらは番組種別の偏りに対する批判ともいえるが、番組種別の問題は、放送制度における「番組調和原則」と大きく関係している。1959年、番組調和原則は、放送法上に新設された¹。番組調和原則とは、放送法などによって番組編成上の番組種別を質的・量的に規定し、番組の調和を確保しようとするものである。同原則の新設は、「一億総白痴化」に代表される1950年代のテレビ批判を背景にしており、日本教育テレビ（Nippon Educational Television, 以下 NET）が教育局として開局した背景にも、テレビ批判の存在があった²。

教育専門局であった NET は、番組種別の「教育」「教養」あわせて83%以上という編成比率が義務付けられた³。約15年にわたり NET は種別の比率を守って放送を続け、放送時間・売り上げなどの面で成長を示した⁴。一方で NET は多くの批判を浴び、その批判は番組種別の問題に集中していた⁵。批判の多くは、娯楽的な番組を「教育」や「教養」という種別に意図的に分類しているのではないかという、恣意的分類についてであった。番組種別の量的規制において、NET はもっとも濃密な歴史を有した送り手のひとつであった。

従来の研究は、番組種別の恣意性を指摘するに留まり、送り手内部の論理や思念の理解が不十分であった。教育局に対する規制は送り手を一方的に制約するものではなく、様々な関係主体との相互作用のなかで形成され、送り手が実践のなかで読み替えていったと見るべきである。

そこで本稿は、NET の番組種別をめぐる放送制度／議論／送り手の言説などをもとに、商業教育局が自らに対する番組種別をどのように読み替え、その結果、番組種別の量がどのように変化したのかを明らかにする。

2. 先行研究・研究の方法と資料

2-1 先行研究

番組調和原則は放送制度のひとつであるが、放送制度については法学系や政策論などにおいて広く論考されている。放送制度は、かつては送り手などを制約するものとして捉えられてきたが、近年は、様々な相互作用のなかで社会的に形成されるといった見方が多い。番組調和原則や番組種別の規制については、管見の限り、村上聖一がもっとも詳細な議論を行っている。

村上は、放送制度の「成果と限界を確認しておくことは、放送制度をめぐる議論を行う上で踏まえておくべき前提になる」⁶として、テレビ放送「初期」（1953～1960年代半ば）の放送制度をめぐる議論を史的に分析している。村上によれば、「行政による直接的な番組介入」を避けて番組内容を適正化する方法として、「放送事業者の自主規制を促すといった間接的な手法」⁷がとられたという。「テレビ局の置局政策」⁸を通じた間接的な手法などもとられたが、これらに対して番組調和原則は、番組内容に対する直接的な規制であった。

村上は、番組調和原則が「本来、どのような機能を果たすべきかという根本的な問題」⁹についての検討が不十分だとして、総務省が開示した資料をもとに、「どのような理由で番組調和原則が制定されたのか」「番組調和原則が実際にどのように運用され、番組編成の維持にどの程度の機能を果たしてきたのか」¹⁰を明らかにすることを試みている。村上は番組調和原則について、「制度の理念と現実の運用との間には相当の乖離があると考えざるをえない」¹¹とした上で、「番組間の調和とはどのような状態を指すのか、また、調和を保つためにはどのような制度的担保が必要か、明確な結論が出ないまま、制度改革が行われたことは、その後の運用でさまざまな問題を引き起こすこととなった」¹²と述べ、番組調和原則の効果は限定的であり、またその曖昧さが問題を生じさせていると結論づけている。本稿が対象とする商業教育局は、番組種別の「教育」「教養」の量を増やすことで、地上波テレビ放送全体の調和を目指したものであった。しかし村上は、商業教育局については、種別分類の恣意性を指摘するに留まっている。

佐藤卓己は、教育や教養の観点から地上波テレビを史的に分析するなかで、NETについても検討を加えている¹³。佐藤はNETに関わる人物の教育観や教養観を析出し、商業教育局に「期待された役割」は、「視聴率の低いNHK教育テレビと競争することで、教育・教養番組を『禁欲的な重苦しいもの』から『明るい広い教育理念』への地平を開くこと」¹⁴だったとしている。一方、番組種別については、「各局がそれぞれ自社の主観的な判断で分類した数字が報告されてきたわけであり、しかも、現場での番組分類はかなり杜撰に行われていた」¹⁵としている。

また古田尚輝は、日本の教育テレビの史的全体像を明らかにするなかで、規制当局が約15年にわたってNETを教育局として存置した背景には、「放送の多様化」という当局の理念が存在したことを示唆している¹⁶。この前提には、教育局としてのNETへの懐疑がある。「真意」は教育そのものになく¹⁷、教育局としての開局が形式上に過ぎなかったことを含意している。

これらの先行研究に共通しているのは、番組種別の恣意性である。つまり、形式上あるいは名目上において分類された種別と、実際に放送された番組内容との乖離である。そして恣意性を問題視する前提には、教育局は規制を受ける立場であり、さらに教育局が規制を守っていないという見方がある。番組種別の量的規制は、番組調和原則に則った規制のひとつであるが、必ずしも教育局だけに適用されたものではない。しかしながら一般局への規制は実効性に乏しく、実際上は、教育局のみを強く拘束するものといってよかった。

NETの娯楽化あるいは「教育」や「教養」という種別の忌避は、年史などの基礎的資料において度々記述されており、テレビ研究においては実質上、通説となっている。しかしながら娯楽化や分類の恣意性を指摘するだけでは、多くのことが抜け落ちる可能性がある。

松山秀明は、1960年代から70年代における「放送学」に着目し、テレビの送り手研究の必要性を主張する¹⁸。さらに松山は送り手の意識への着目に言及している¹⁹。本稿の興味

関心に照らし合わせれば、商業教育局を十全に理解するためには、商業教育局という送り手内部における意識を明らかにする必要があるだろう。そのためには、娯楽化や分類の恣意性を指摘するに留まらず、教育局が自らに対する規制を読み替えていったとみるべきである。

2-2 研究の方法と資料

本稿は、番組種別の観点から NET に着目するが、同局の番組種別の実態は不明である。具体的にどの番組がどの種別に分類されていたのかについて論拠となるような資料は、管見の限り一般に公開されていない。筆者は、8 人の元 NET 局員に聞き取り調査をしたが、個別の番組分類については不明であった。したがって本研究では、放送制度／議論／送り手の言説をもとに、可能な範囲で推論する。分析は、以下の 2 段階で進める。

第一に、法令については、上位から下位へと水準を上げていく。具体的には、放送法と電波法、そして NET 独自の番組基準である。これらの定義上の文言から、要件を具体的に分析する。

第二に、NET の種別に関する議論について、1) アカデミズム、2) 政治・行政、3) 送り手内部、の 3 つの水準でみていく。アカデミズムにおいては、番組種別が理論上、どのように考えられていたのか。法令を定める政治、あるいは制度設計し監督する行政当局が、番組種別の規制についてどのような考えをもっていたのか。そして送り手は、様々な相互作用のなかで、法令や制度をどのように読み替えていたのか。以上の 3 つを明らかにすることを試みる。

本稿は、以下の 5 つの資料群を対象に、番組調和原則／番組種別の量的規制／NET についての言及を広く渉猟した。具体的な資料群は、①新聞 3 紙(『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』の朝夕刊、東京版)、②放送関連雑誌、③社友報や元局員の回顧録、④放送関連の年史、⑤国会委員会議事録、以上である。

本稿は次のような構成をとる。3 節では、NET の組織としての略史を概観する。4 節では、NET をとりまく放送制度などの規定をみていくことで、同局において設立当初から、「報道」という種別が娯楽番組に内包されていたことを示す。5 節では、NET をめぐる番組種別の議論から、どのような種別の境界が問題視されていたのかを明らかにする。6 節では、NET 内部における種別への言及から、番組種別の読み替えとその増減を検討する。7 節で結論と課題を述べる。

3. 日本教育テレビと同局をめぐる放送制度の略史

3-1 日本教育テレビの略史

1953 年、地上波テレビの本放送が日本国内で開始された。NHK に続いて、民間放送である日本テレビが開局し、2 年後にはラジオ東京テレビが開局した。NET とフジテレビが開局する 1959 年まで、関東エリアでは 3 局体制が続く。

1957 年頃、日本テレビの番組をきっかけに「一億総白痴化」というテレビ批判が巻き起こる²⁰。テレビ批判は 1950 年代を通じて存在したが、同時期の日本は教育熱も高まり、これらを背景に 1957 年、関東エリアで新たに 3 つのテレビ放送免許が許可された²¹。教育局である NHK 教育テレビと NET、そして一般局のフジテレビであった。このうち NET は、世界的にも珍しい、広告モデルを採用した商業教育専門局であった。しかしながら同局は教育局ゆえに、相対

的に視聴率が低く、苦しい経営状態にあった²²。

NETの経営母体は、東映・旺文社・日経の3社であった。NETの内部では派閥争いが絶えなかったが²³、試行を続け、いくつかのジャンルで高視聴率を獲得し、業界をリードした。具体的には、外国テレビ映画／ニュースショー／洋画／クイズ番組などであった。

教育局という軀にもかかわらず、既述の通り、NETはすべての面で右肩上がりの成長を示した。しかし一方で、NETはアカデミズム／ジャーナリズム／政治の場において、長期にわたって批判や議論の対象となった。NETに対する批判は、放送内容の娯楽化と、番組の種別分類の恣意性に集中した。つまり教育局であるにもかかわらず番組が娯楽化し、また番組種別の規定が守られていないのではないか、といった懐疑であった。

1973年、開局から15年近くが経過し、NETは念願の一般局化を果たす。それと同時に、日本国内の商業専門局は消滅した。

3-2 日本教育テレビをとりまく放送制度

テレビ放送にかかる法律として、当初は、電波法・放送法・電波監理委員会設置法の3つが存在した。このうち、電波監理委員会設置法は1952年8月に廃止され²⁴、NETが設立された1957年前後においては、前者の2つが法的に有効であった。

「番組調和原則」は、法律上の文言ではない。1959年3月の放送法改正において、「教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない」²⁵と表現されたに留まる。「教養番組」「教育番組」「報道番組」「娯楽番組」については、各局独自の番組基準を定めることが、各放送事業者に義務付けられた²⁶。

放送法による番組内容の規制は、質的な規制であったが、一方で量的な規制が、電波法に基づいて許可される放送免許の付帯条件に示された。NETは、「教育」53%以上・「教養」30%以上・「報道」「その他」「広告」それぞれ若干とされた²⁷。NETに対する種別の量が示されたのは、免許の付帯条件だけであり、NETの番組基準などは質的に定義するのみであった。

番組種別の規定には、3つの水準が存在した。①放送法、②放送法の定めに基づくNET独自の番組基準、③電波法の下で発行された放送免許上の規定である。①と③の定義は曖昧であり²⁸、実際の放送番組にもっとも近い規定は、②の番組基準であった。

教育番組に関しては、放送法にいくつかの具体的な要件が示されていた²⁹。金澤薫のまとめによると、教育番組には「学校教育又は社会教育のための放送の放送番組」があり（以下、学校放送番組と社会教育番組）、教育番組の要件は「①その対象とする者が明確であること ②(略)組織的かつ継続的であるようにすること ③その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること」³⁰の3つであった。さらに学校放送番組については、「その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること」³¹も要件とされた。

一方の電波法は、送り手に対し、免許の申請時に番組の「編成方針」を申告し、放送後に報告することを義務づけた³²。NETが度々批判された分類の恣意性は、実際の放送内容と「申告」や「報告」における種別との乖離を指摘したものであった。

4. 日本教育テレビの番組種別の規定からみえる報道の娯楽化

既述のように、実際の放送番組にもっとも近い規定は各局が定める番組基準であり、最終的に各送り手の番組を規定するのは番組基準であった。

NET の番組基準である「日本教育テレビ番組基準」には、「教育番組」「教養番組」「娯楽番組」の3つの番組の基準が示されていた。本稿は、以下の3点に着目する。①種別が3つである、②3つ目が「娯楽番組」である、③放送免許の付帯条件と表記が異なる。以下、個別にみていく。

①の種別の数であるが、NET の放送免許上の種別は「広告」を除くと4つであり、同局の番組基準の3つと異なる。②の「娯楽番組」については、NET の放送免許の付帯条件に「娯楽」という種別は存在しなかった。③の種別の表記については、免許の付帯条件における表記は「教育」「教養」「報道」「その他」「広告」であり、一方の番組基準上の表記の「教育番組」「教養番組」「娯楽番組」とは異なっていた。「報道」「その他」に直接該当する番組基準は存在せず、「教育」と「教育番組」が同一なのか、そうでないのかも明確ではなかった。

本来は、番組種別はあくまで種別であり、番組とは異なるものであった。ひとつの番組が複数の種別を含む分類も可能であった。例えば『11PM』という番組は、「娯楽」60%・「教養」35%・「報道」5%と分類された³³。したがって「教育」は必ずしも教育番組を意味せず、同様に「教養」は必ずしも教養番組ではなかった。番組としては教育番組であっても、「教養」や「娯楽」などの種別が含まれることがありえた。

しかしながら NET は、ひとつの番組を単一の種別に分類していた³⁴。したがって NET においては、免許上の種別と番組基準の番組は対応関係にあった。つまり「教育」という種別は「教育番組」を指し、「教養」は「教養番組」を意味した。

以上から、NET における番組基準と、放送免許上の種別の対応は、図1のようになる。図1をみれば、NET における娯楽番組は「報道」＋「その他」に対応していた。

娯楽番組＝「報道」＋「その他」という関係は、NET の番組基準にも表れていた。以下に引用したのは、NET の番組基準における娯楽番組の定義である。

〈番組基準〉	教育番組	教養番組	娯楽番組
	「教育」	「教養」	「報道」「その他」

図1. NET の番組基準と番組種別の対応

演芸、芸能、音楽、文芸、美術その他により、喜びと慰めを提供し、健全なる社会生活の潤滑油の役割りを果たすものとする。ニュース、スポーツの報道、解説、実況中継、時事問題に関する評論など、テレビジャーナリズムの特性を活かし、迅速正確かつ中正なものとする。³⁵（強調筆者）

「ジャーナリズム」という言葉を用いた後半部分は、「テレビジャーナリズムの特性を活かし」さえすれば、どのような番組でも「報道」への分類が可能であるかのような文言であった。NET

の番組基準には、当初から、読み換えの可能性が含まれていた。

これらは、初期 NET の理論的支柱であった金澤覚太郎の学術論文にも表れている³⁶。金澤は自らの論文において、NET における番組基準は3つではなく4つだとし、娯楽番組の定義を2つに分け、後半部分を「報道番組」として別記した。

この他にも、NET 社長・大川博は、迫水郵政大臣への報告において、「免許基準の教育五三％、教養三〇％、娯楽一七％のワクを守ります」³⁷（強調筆者）と述べている。NET に「娯楽番組」は存在しても、「娯楽」という種別は存在しなかった。

以上のように、NET は設立当初から、番組種別の読み換えを企図していた。そして、その読み換えにおいて、報道は娯楽に内包されていた。

5. 日本教育テレビの番組種別をめぐる議論

NET が批判された種別の恣意的な分類とは、ある番組を、本来分類されるべき種別とは異なる種別へ意図的に分類したことを指す。しかしながら、何が「本来分類されるべき種別」かは、人によって異なった。

そこで本節では、NET が本放送を行っていた時期の議論を、アカデミズム・政治・送り手の3つについてみていく。着目するのは、彼ら彼女らが番組種別のいずれの境界を問題視したかである。

当時の番組種別の議論では、「報道」などの種別はほとんど問題となっていない。主に議論の対象となった種別は、「教育」「娯楽」「教養」の3つであった。問題となった境界を図示すると、図2の①～③となる。

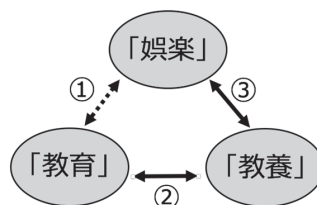


図2. 番組種別とその境界

尚、5-1 で採りあげる議論において、堀川は「教育放送」「教養放送」「娯楽放送」と述べている。これらは放送という水準での比較であり、それぞれ水準を下げれば、番組または種別となる。堀川の主張は、全体としては、教育／教養／娯楽の比較である。したがって以下においては、放送／番組／種別の3つの水準を同等とみなして検討する。

5-1 アカデミズムにおける議論

心理学者・波多野完治は、NET の開局にあたり、「教育番組と教養番組、また教養番組と娯楽番組とをどのように区別するかについては、人によって、いろいろ意見もわかるる」³⁸と述べ、図2における境界の②と③を問題視した。

マス・コミュニケーション研究者・堀川直義は、当局との認識のズレについて次のように述べている。「われわれからすれば、教育と教養の区別のほうが難しいと思うのだが、郵政省的見地に立つと、教育放送と教養放送の区別のほうが明らかで、かえって教養放送と娯楽放送の区別のほうが不明瞭である」³⁹。堀川も、波多野と同じように、②と③の境界に言及している。

堀川は、「音楽、舞踊、文芸、娯楽、スポーツも、それぞれ教育教養となるものは教育・教養の中へ組み入れられるから、その辺は解釈次第で、教養番組とすることができる」⁴⁰とした。堀川によれば「教育教養となる」番組は、娯乐的であっても教養番組への分類が可能であった。

アカデミズムが着目した種別の境界は、図2の三項対立のような関係ではなく、図3のような、3つの種別が隣接するイメージであった。これは、図2における境界①の不在ともいえた。

つまり研究者の種別のイメージは、「教育」と「娯楽」が両極にあり、その中間に「教養」が位置していた。「教育」と「教養」の中間に、緩衝帯のように「教養」が位置し、「教育」と「娯楽」の境界が直接的に問題となることは少なかった。

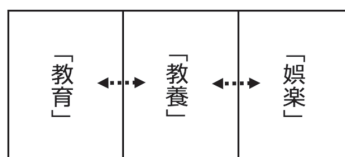


図3. 3つの番組種別の関係

5-2 政治・行政における議論

NETは開局直後から国会の委員会などにおいて、「娯楽専門といっても間違いはない」⁴¹などと批判されている。NETの本放送開始から5年が経過した1964年3月、東京12チャンネルの開局を目前にテレビの教育利用が再び議題として浮上してくると、「娯楽テレビ局と変わりがない」⁴²などと批判が再び強まった。批判は全体としてNETの娯楽化を指摘するものであった。

電波管理局長の宮川岸雄は、1965年4月1日の衆議院通信委員会において「教育、教養、娯楽というような番組の分け方」などと、3つの種別に度々言及している⁴³。野球中継が「教養（番組）」に分類されるなどの恣意的な分類実態も指摘されている⁴⁴。

1970年3月19日の参議院通信委員会で、電波監理局長の藤木栄は、次のように述べている。「ことに教養番組といったことになりますという、どこまでが教養であり、娯楽であり、あるいはまた教育であるといったことは私どもとしては非常にむずかしい問題でございます」⁴⁵。

政治や行政における議論は、全体的な傾向としてNETの娯楽化を指摘しつつも、図3の関係における境界の曖昧さ、特に教養という種別の曖昧さを指摘するものが少なくなかった。

5-3 送り手の種別認識

次に、送り手の側における種別の認識をみていく。以下において言説を引用した人物について簡単に述べる。金澤はNETの開局に伴ってラジオ東京テレビ（現TBS）から移籍した、理論的支柱ともいえる人物であった。川越と知識は、現場レベルで番組制作などの実務に従事した。泉はNETの開局にあたって朝日新聞から移籍し、長く番組編成を担当した。以下これら4人の言説をみていくが、金澤の発言は形式上であり、他の3人は本音や実態に近いと思われる。

NET開局前年の1958年、同局の金澤覚太郎は次のように語っている。「教育教養に主眼点を置いた総合的な番組、言い換えると、健全娯楽も含めた番組、あるいは教育教養に主眼点を置いた総合的な番組、健全娯楽も含めた番組、あるいは教育ということばを最も広げて解釈して、一種の総合雑誌的な、総合版的な番組ということで進めたいというのが現在の目標です」⁴⁶。金澤は「教育教養に主眼点を置く」としているが、その番組は「総合的」であり「健全娯楽」も含まれるという。さらに「教育ということばを最も広げて解釈」し、「総合雑誌的な、総合版的な番組」を目指すとしている。金澤の念頭には1950年代末にブームを迎えた週刊誌があったようだが、金澤は「教育」という種別に「娯楽」を含めた多様な要素を取り込むことを積極的を目指していた。開局準備期間に編成部長を務めた泉毅一も、「せまい意味での教育にこだわら

ず、家族みんなで楽しめるテレビにしたい」⁴⁷と述べている。NET の設立／開局前後の管理職級の局員は、「教育」という種別の拡大解釈を行っていた。

NET の制作現場でアルバイトをしていた川越亨（後にテレビ大阪・専務取締役）は、当時の NET 内部における種別認識について、『アフタヌーンショー』、『木島則夫モーニングショー』、そして『徹子の部屋』も始まって、教育番組と称して、いろいろなバラエティをスタートさせた⁴⁸（強調筆者）と語っている。

NET・外画部に籍をおいた知識洋治は、種別割合達成について、「午前中は『木島則夫モーニングショー』のあと昼ニュースまでは学校放送。しかしこれだけではとても五〇％には到達しない。担当者にとっては苦吟の連続」⁴⁹であったと述べている。分類の段階で放送は終わり内容は確定している。「苦吟」は、放送後の種別分類における恣意性を意味する。

一般局化を翌年に控えた 1972 年、NET の泉は、衆議院通信委員会の小委員会に参考人として召喚されている。NET の娯楽化を指摘された泉は、次のように証言している。

率直に言って日本教育テレビの番組の中に、民放連の放送基準に抵触しかねないものがなかったとは思っておりません。（略）私は、テレビ番組に対する好みについて、開き直った場合の表向きと、実のところの本音にかなりの差のある（略）これが大部分の一般視聴者の実態であり、それが並の市井人、生活者としてあたりまえのことだろうというだけなのであります。（略）多種多様な視聴者大衆のピラミッドの底辺に広く受け入れられるのはどんな番組であろうかということに、骨身をけずる思いをするわけであります。⁵⁰

泉によれば、NET は視聴者の「本音」としての求めに最大限応じるなかで、時には制限を超えるような制作実態、つまりは種別上の越境があったということになる。送り手の種別の読み換えは、大衆の「本音」としての要求に応えたものでもあった。

アカデミズムや国会では、「教育」と「娯楽」の間に「教養」が位置するような議論がなされていたが、送り手は必ずしもそれらの境界を意識せず、「教育」の拡大解釈を行っていた。

6. NET における種別の読み替え

本節では、NET 内部における言説を番組の種別ごとにみていくことで、1) 商業教育局が自らに対する番組種別の要件をどのように読み替えたのか、2) 結果的として番組種別が量の上でどのような変化を遂げたのか、について検討する。

教育番組：学校放送番組の減少と社会教育番組の増加

NET は学校放送番組の収支を改善するためにネットワークの拡大を目指し、1962 年には学校放送番組のネット局は 22 局と大幅に増加した。にもかかわらず、NET は翌 1963 年、臨時放送関係法制調査会に対して陳情書を提出している⁵¹。NET の要望は「一般局化」であった。

教育の二文字を含んだ局名そのものが、「スポンサーに敬遠され、売り上げ不振の原因」⁵²であった。元 NET の営業担当者によれば、「明日の番組も、正月の特番ですら納会の時間迄売れず大苦戦」⁵³「娯楽番組さえ思うようにセールス出来ない状況」⁵⁴だったという。1961 年、新社長に就任した大川は、「対外的な局名の呼称」を「NET テレビ」に改めた⁵⁵。局名から教育の

二文字を削除し、「それまでのステーション・イメージ」を薄めるのが目的であった。

「教育」「教養」の量的規制は、イメージ以外にも様々な制約となっていた。NET は他局との競争のなかで放送時間を延長していったが、教育専門局ゆえに「教育・教養番組を増やさなければ」ならず、「大きな経営的負担」となっていたという⁵⁶。種別の量的規制は、絶対量ではなく割合で示されたため、放送時間を延長するには新たな教育番組を放送する必要があった。

教育番組には学校放送番組と社会教育番組があるが、なかでも前者の学校放送番組は極めて視聴率が低く、スポンサーがほとんどつかなかった⁵⁷。また、学校放送番組は CM についても厳しく規制され、「配置場所、スーパーの回数、中 CM の秒数」などについて「さまざまな制約」⁵⁸が課されていた。テレビ朝日の社史によれば、「60 年度の学校放送番組の総制作費が 3 億 100 万円であるのに対し、年間の営業収入は 9,300 万円だったため、差し引き 2 億 800 万円の赤字」⁵⁹であったという。その後も「学校放送番組の赤字は年間億単位で累積」した⁶⁰。

学校放送番組はその要件ゆえに、制作上においても多くの制約が課された。例えば、幼児生活教育番組《げんきいっぱい》には「番組制作委員会」が設置され、委員である「文部省の担当官や幼稚園の園長達の決めたテーマに添って、ストーリーから、見ている園児達に何を教えるのか、更に、番組を見せた後の指導法までがこと細かに」⁶¹指定されていた。小学校以上を対象にした学校放送番組は、幼児向け以上に制約が大きかったという指摘もある⁶²。

経済的要求から、NET は番組編成の変化を余儀なくされる。元 NET の小田久榮門によれば、NET の番組編成は徐々に「報道、生活実用、娯楽、教養、歌、バラエティなどさまざまなジャンルの番組を総合的に流していこう」という「総合編成」に移行したという⁶³。1967 年 NET は民間放送教育協会を発足し、「生涯教育」に移行する⁶⁴。

これらの変化から、NET が本放送を行っていた 15 年における変化として、学校放送の減少が指摘できる。一方で、NET は「教育」という種別の量が 53%以上⁶⁵と規定されていた。したがって学校放送番組の減少は、社会教育番組の増加を意味した。

教養番組：恣意的分類を可能とした曖昧な定義

既述のように、教育番組は「計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにする」必要があった。このため NET は、学校放送番組や社会教育番組のテキストや広報紙を無料配布し⁶⁶、また有料の広報雑誌を刊行した⁶⁷。これらは労力を含め、コストの増加を伴った。

これに対して教養番組や娯楽番組は、テキストの配布などは不要であった⁶⁸。元 NET の石橋清によれば、教養番組は「教育番組より更に漠然としていて的を絞ることが困難であったが(略)逆にその難しい点を利用」⁶⁹して、量的規制をクリアしたという。

NET の教養番組の基準は、「学校および社会教育以外のもので、一定の職場や特定の層にとられることなく」⁷⁰といった曖昧なものであった。曖昧な定義は種別分類の自由度が高く、種別の量的規制をクリアする上で有利に働いた。ただし、教養番組が有利なのは教育番組との比較においてであり、後述の娯楽番組との比較ではない点には注意が必要である。

娯楽番組：営業上重要なゴールデンタイム

大川は NET 社長に就任した翌 1962 年、夜 7 時から 10 時のゴールデンタイムにおける番組種別については、経営上の必要から「ある程度まかせてもらわなければ」⁷¹ならないと当局に要求したとし、ゴールデンタイムの番組の「娯楽」への分類を示唆している。塩沢は、大川が社

長就任後の NET の番組編成について、「『教育』の二文字が泣くような（略）番組で、アツという間にゴールデン・アワーが埋められた」⁷²と述べている。5 節でみたように、NET に対する批判の多くも同局の娯楽化を指摘するものであった。しかしながら NET は、種別の量的規制の上で、娯楽番組⁷³は最大でも 17%（後に 20%に若干増加）しか許されていなかった。

競争のなかで、NET は 1 日の総放送時間を延長していった。ピークは 1971 年の 18 時間強であるが、「娯楽」の許容量である 17%は 3 時間程度に過ぎなかった。つまり放送時間の最大時間でさえ、ゴールデンタイム（夜 7 時から 10 時）の放送だけで「娯楽」は規制量に達し、それ以外のほぼすべてが「教育」「教養」ということになる。ゴールデンタイム以外に「娯楽」を編成するには、それと同量の「教育」や「教養」をゴールデンタイムに編成する必要があった。

これらを考えあわせると、NET の総体としての娯楽化は、形式上の「娯楽」が増加したというよりも、「娯楽」以外の「教育」や「教養」が娯楽化した可能性が高いといえるだろう。

7. おわりに

本稿の目的は、NET の番組種別をめぐる放送制度／議論／送り手の言説をもとに、商業教育局が自らに対する番組種別をどのように読み替え、その結果、番組種別の量がどのように変化したのかを明らかにすることであった。以下に、結論を述べる。

NET の内部では、本放送の開始前から教育の拡大解釈がなされ、娯楽的な番組編成が企図された。その企図は、娯楽的要素を採り入れた報道番組を包含していた。放送の実践の過程においても、外部の種別イメージと異なり、NET の内部では、「教育」の拡大解釈がなされていた。しかしながら種別の量的規制が存在したため、娯楽番組と教養番組の増加は、形式上かつ割合上において限定的であった。様々な相互作用の結果、NET の学校放送番組は割合の上で減少し、社会教育番組が増加した。

本稿の論考から、NET の番組編成全体の娯楽化は、娯楽番組の増大よりも、教育番組や教養番組の娯楽化であることが示唆されるが、それについては課題にあげた質的検討が必要となる。

以下、課題を二点述べる。第一に、質的な問題である。番組種別の規制は量的な規制であると同時に、質的な規制であった。本稿の分析は、後者の質的な面において不十分である。番組種別の質的な検討については、各番組や各ジャンルの内実をみていくことが必要となるだろう。特に、設立時から企図された報道の娯楽化については、検討の必要がある。

第二に、商業教育局としての NET の存在意義についてである。本稿が一定程度明らかにした種別分類の結果は、あくまで形式上であった。それらの変化が、オーディエンスや社会にどのような影響を与えたのかは、別途論考の必要がある。これらは引き続き検討したい。

追記）本稿は、日本マス・コミュニケーション学会春季研究発表会（2018 年 6 月 23 日、学習院大学）における個人報告を基に執筆した。

【註】

- ¹ 村上聖一（2016）『戦後日本の放送規制』日本評論社，244 頁。
- ² 日本放送協会編（2001）『20 世紀放送史』日本放送協会出版，436 頁。
- ³ 古田尚輝（2009）「教育テレビ放送の 50 年」日本放送出版協会編『NHK 放送文化研究所年報』第 53 集，187 頁。
- ⁴ テレビ朝日 社史編纂委員会（2010a）『チャレンジの軌跡 資料編』テレビ朝日，30-43 頁。
- ⁵ 日本放送協会前掲（2001），438-439 頁。
- ⁶ 村上聖一（2013）「制度論：放送規制論議の変遷」『放送研究と調査』2013 年 12 月号，NHK 出版，32 頁。
- ⁷ 村上前掲（2013）45 頁。
- ⁸ 同上。
- ⁹ 村上聖一（2011）「番組調和原則 法改正で問い直される機能」『放送研究と調査』2011 年 2 月，2 頁。
- ¹⁰ 同上，3 頁。
- ¹¹ 同上，11 頁。
- ¹² 同上，14 頁。
- ¹³ 佐藤卓己（2008）『テレビ的教養：一億総博知化の系譜』NTT 出版，117-139 頁。
- ¹⁴ 同上，135 頁。
- ¹⁵ 同上，10 頁。
- ¹⁶ 古田前掲（2009），205 頁。
- ¹⁷ 同上，186 頁。
- ¹⁸ 松山秀明（2014）「テレビジョンの学知」『マス・コミュニケーション研究』第 85 号、103-121 頁。
- ¹⁹ 松山秀明（2017）「日本のテレビ研究史・再考」『放送研究と調査』2017 年 2 月、53 頁。
- ²⁰ 古田前掲（2009），178 頁。
- ²¹ 日本放送協会前掲（2001），436-437 頁。
- ²² 日本放送協会前掲（2009），439 頁。
- ²³ 渡邊實夫（2007）「回顧 先輩の一言」テレビ朝日社友会『テレビ朝日社友報』第 17 号，68 頁。
- ²⁴ 金沢覚太郎（1966）『放送文化小史・年表』岩崎放送出版社，75 頁。
- ²⁵ 金澤薫（2006）『放送法逐条解説』電気通信振興会，56 頁。放送法第三条の2の第二項。
- ²⁶ 古田前掲（2009），193 頁。
- ²⁷ 古田前掲（2009），187 頁。
- ²⁸ 例えば，教養番組の定義は「教育番組以外の放送番組であって，国民の一般的教養の向上を直接の目的とする」。
- ²⁹ 金澤薫前掲（2006）49-53 頁。
- ³⁰ 同上，62 頁。
- ³¹ 同上，63 頁。
- ³² 同上，49-53 頁。
- ³³ 「娯楽と教養の微妙な関係」『読売新聞』1967 年 11 月 4 日（東京版，夕刊）。種別分類の量は，放送の全期間にわたって一定であったかどうかは不明である。
- ³⁴ 村上前掲（2016），250-251 頁。
- ³⁵ 日本民間放送連盟（1961）『民間放送十年史』岩崎放送出版社，401 頁。
- ³⁶ 金澤覚太郎（1960）「テレビジョン番組編成の自由」『新聞学評論』10 卷，41 頁。
- ³⁷ 「0993 テレビ再免許の二局に お色気番組みに警告」1961 年 12 月 23 日付『読売新聞』（東京版，朝刊）
- ³⁸ 波多野完治（1960）『現代テレビ講座 第 6 巻 教育／教養編』ダヴィッド社，34 頁。
- ³⁹ 同上，76 頁。
- ⁴⁰ 同上，75 頁。
- ⁴¹ 「第三十四回国会参議院 文教委員会会議録 第三号」1960 年 3 月 8 日，16 頁。
- ⁴² 「第四十六回国会衆議院 通信委員会議録 第八号」1964 年 3 月 5 日，24 頁。
- ⁴³ 「第四十八回国会衆議院 通信委員会議録 第十二号」1965 年 4 月 1 日，2 頁。
- ⁴⁴ 「第五十六回国会衆議院 通信委員会議録 第四号」1967 年 11 月 15 日，11 頁。
- ⁴⁵ 「第六十三回国会参議院 通信委員会会議録 第八号」1970 年 3 月 19 日，4 頁。
- ⁴⁶ 坂元彦太郎他（1958）「教育 TV の本格的放送開始にあたって-座談会-」『文部時評』972 号，9 頁。

- ⁴⁷ 「日本教育とフジ 開局近い二つのテレビ」『毎日新聞』1959年1月15日（東京版，夕刊）。
- ⁴⁸ 関西民放くらぶ「放送を考える会」。<http://kansai-minpo.com/>（最終アクセス日：2018年11月20日）。
- ⁴⁹ 知識洋治（2006）『映画とテレビ：『日曜洋画劇場』誕生秘話』『中央評論』第255号，101頁。
- ⁵⁰ 「第六十八回国会参議院 逓信委員会放送に関する小委員会議録 第二号」1972年6月6日，2頁。
- ⁵¹ テレビ朝日 社史編纂委員会（2010b）『チャレンジの軌跡 本編』テレビ朝日，181頁。
- ⁵² 日本放送協会前掲（2001），438頁。
- ⁵³ 天辻日出雄（2014）「グッドバイ 餅原幸雄さん」テレビ朝日社友会『テレビ朝日社友報』第24号，79頁。
- ⁵⁴ 佐藤清四郎（1996）「回想『教育事情とともに30年』」テレビ朝日社友会『テレビ朝日社友報』第6号，104頁。
- ⁵⁵ 全国朝日放送（株）総務局社史編纂部（1974）『テレビ朝日社史：ファミリー視聴の25年』全国朝日放送，65頁。
- ⁵⁶ テレビ朝日 社史編纂委員会前掲（2010b），181頁。
- ⁵⁷ 土岐邦三「学校放送ことはじめ」（2001）テレビ朝日社友会『テレビ朝日社友報』第11号，85頁。土岐によれば，初期の学校放送番組の視聴率は「0」であったという。
- ⁵⁸ 日本放送協会前掲（2001），438頁。
- ⁵⁹ テレビ朝日 社史編纂委員会前掲（2010b），152頁。
- ⁶⁰ 日本放送協会前掲（2001），438頁。
- ⁶¹ 近藤紘「おぼんと私」（2002）テレビ朝日社友会『テレビ朝日社友報』第12号，35頁。
- ⁶² 2017年4月12日，三鷹市において，元NETの酒井平氏に対し聞き取り調査を行った。聞き取り調査は，約1時間程度，筆者一人が行った。質問紙を用意し，半構造化インタビューの形式によった。酒井は幼稚園児などを対象とした番組を希望したというが，その主な理由は，小学生以上の学校放送番組よりも自由度が高いからであったという。
- ⁶³ 小田久榮門（2001）『テレビ戦争 勝組の掟』同朋社，183頁。
- ⁶⁴ テレビ朝日 社史編纂委員会前掲（2010b），153頁。
- ⁶⁵ 後に50%以上へと若干緩和された。
- ⁶⁶ テレビ朝日サービス社史編纂委員会（1998）『材木町に生まれ 六本木に育って：テレビ朝日サービス創立40年史』テレビ朝日サービス，33頁。
- ⁶⁷ テレビ朝日 社史編纂委員会前掲（2010b），194頁。
- ⁶⁸ 法令などによって義務ではなかったの意であり，娯楽番組や教養番組において出版が皆無であったわけではない。
- ⁶⁹ 石橋清（1994）「開局三十五周年に思う：第二の開局」『テレビ朝日社友報』第4号，25頁。
- ⁷⁰ 日本民間放送連盟（1961）『民間放送十年史』，401頁。
- ⁷¹ RKB 毎日放送『放送RKB』第10号，1962年1月，26頁。
- ⁷² 塩沢茂（1978）『ドキュメント・テレビ時代』講談社，118頁。
- ⁷³ 種別上は，「報道」と「その他」を足したものの。

（生涯教育学講座 博士後期課程2回生）

（受稿2018年8月30日，改稿2019年1月8日，受理2019年1月16日）

日本教育テレビにおける番組種別の読み替えと種別の量的変化

木下 浩一

恒常的なテレビ批判に、「娯楽番組が多い」「同じような番組をやっている」などがある。これらは放送制度における番組種別の規制や「番組調和原則」と大きく関係している。番組調和原則の新設は、「一億総白痴化」に代表される 1950 年代のテレビ批判を背景にしていた。日本教育テレビが教育局として開局した背景にも、テレビ批判が存在した。日本教育テレビは、社会に広く受け入れられる一方で、番組種別の分類が恣意的だとして多くの批判を浴びた。従来の研究は、番組種別の恣意性を指摘するに留まり、送り手内部の論理や思念の理解が不十分であった。本稿は、日本教育テレビを事例に、同局をとりまく番組種別の規制と議論を詳細にみていくことで、商業教育局が自らに対する番組種別上の要件をどのように読み替え、また番組種別がどのように増減したのかを明らかにした。

Replacement and Quantitative Change of Program Types in Nippon-Educational-Television

KINOSHITA Koichi

Television has been criticized as having too many entertainment programs, too many similar programs, etc. These criticisms are related to regulation of program types and the principle of maintaining harmony among broadcast programs. In the background of the establishment of the principle, there were criticisms of television in the 1950s represented by "Ichioku-sou-hakuchika (一億総白痴化)." Nippon-Educational-Television (NET) was widely accepted by society, but NET received many criticisms on the assumption that program type classification is arbitrary. Previous studies only pointed out arbitrariness. Therefore, the thoughts and logic of the broadcasting stations were not fully understood. This study analyzes the regulation of program types for NET and discusses NET in detail. The purpose of this paper is to clarify the process of NET replacing the requirement on program types, and the results of increases and decreases of program types.

キーワード： 番組調和原則, 番組種別, 報道の娯楽化, 社会教育番組

Keywords: Principle of maintaining harmony among the broadcast programs, Program types, Tabloidization of TV news show, Social education program